

富士吉田市の「宿泊税に関する骨子」について  
パブリックコメントを実施します。

～令和7年（2025年）12月 富士吉田市～

### 募集期間

令和7年（2025年）12月15日（月）から

令和8年（2026年）1月15日（木）まで【必着】

富士吉田市の「宿泊税に関する骨子」をまとめましたので、この骨子に対する市民のご意見を募集します。

いただいたご意見を考慮して（仮称）富士吉田市宿泊税条例案を作成し、富士吉田市議会に上程（提出）する予定です。

ご意見の募集期間終了後、いただいた意見の概要と、それに対する富士吉田市の考え方をまとめ、ホームページ等で公表いたします。

### 目 次

・パブリックコメント募集要項	2ページ
・宿泊税とは	3ページ
・これまでの宿泊税の検討経緯	3ページ
・富士吉田市の宿泊税導入に対する基本的な考え方	3ページ
・宿泊税の目的と使途	4ページ～5ページ
・富士吉田市の宿泊税制度概要	6ページ
・今後のスケジュール	7ページ

# パブリックコメント募集要項

## 1. ご意見の募集期間

令和7年（2025年）12月15日（月）から  
令和8年（2026年）1月15日（木）まで【必着】

## 2. 資料の閲覧および記載用紙の配布場所

- ・富士吉田市ホームページ
- ・富士吉田市役所本庁1階 8番窓口（市民税担当窓口）

## 3. ご意見の提出方法

### （1）持参・郵送・ファックスの場合

8ページの「富士吉田市の「宿泊税に関する骨子」について」またはこれに準じた様式に記入の上、下記4まで提出してください。

※持参の場合は月曜日～金曜日（祝日除く。）の8時45分から17時15分までの間にお持ちください。

### （2）電子メールの場合

件名を『富士吉田市の「宿泊税に関する骨子」について』とし、本文に「お名前、年齢、住所、意見」を記入し、下記4の電子メールアドレスへ送信してください。

### 【留意事項】

- ・電話・口頭によるご意見の受付及び個別の回答はいたしませんのでご了承ください。
- ・ご意見の提出にあたっては、お名前、住所、年齢をご記入ください。（ご意見の概要を公表する際には、意見以外の情報は公開しません。）
- ・いただいた個人情報は、ご意見のとりまとめ以外の目的で用いることはありません。

## 4. ご意見の提出先・問合せ先

富士吉田市総務部税務課 市民税担当

住所 〒403-8601 富士吉田市下吉田6-1-1

電話 0555-22-1111（内線139） ファックス 0555-22-1303 電子メール  
[zeimu@city.fujiyoshida.lg.jp](mailto:zeimu@city.fujiyoshida.lg.jp)

## 宿泊税とは

宿泊税は、富士吉田市内のホテルや旅館、民泊などの宿泊施設に宿泊する宿泊者に対して課税する法定外目的税です。

観光振興等に充てる財源として複数の自治体で導入されており、平成14年10月に全国に先駆けて東京都が導入して以降、令和7年12月現在、全国34自治体で導入されています。

最近では多様なニーズに対応し続けるための新たな観光財源として、宿泊税の導入を検討する自治体が増えており、富士北麓地域においても、富士河口湖町などが導入の検討を進めています。

## これまでの宿泊税の検討経緯

時期	動き
令和6年3月	富士吉田商工会議所観光サービス部会の宿泊税に関する提言書を受領
4月	庁内検討部会を設置（宿泊税の研究・導入の検討）
6月	市内宿泊事業者に対するアンケート調査の実施
8月	宿泊税導入に向けた骨子の承認（富士吉田市政策会議）
～R7年3月	富士北麓地域における宿泊税に関する動向について近隣町村と情報共有
5月	近隣町村の担当者による情報交換会
10月	宿泊事業者・観光関連団体等を構成員とした第1回「富士吉田市宿泊税導入検討審議会」を開催（市より宿泊税導入に関する内容について諮詢、宿泊税の使途・目的に関する協議）
11月	第2回富士吉田市宿泊税導入検討審議会（宿泊税の制度に関する協議）
12月	第3回富士吉田市宿泊税導入検討審議会（答申案に関する協議）
12月	パブリックコメントの実施

## 富士吉田市の宿泊税導入に対する基本的な考え方

人口減少による税収減、社会福祉分野における歳出増といった状況に置かれる中、行政サービスを賄いうる自主財源の確保は本市のみならず、他の多くの地方自治体の大きな課題です。

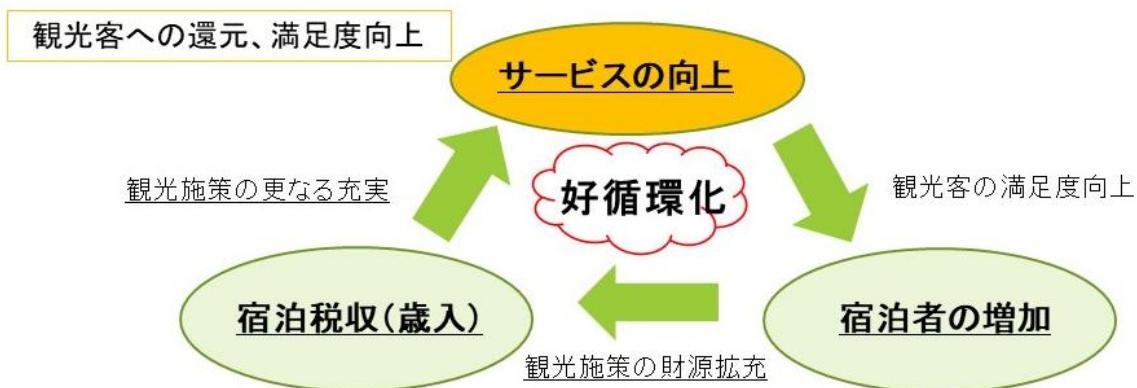
富士山という魅力的な観光資源を有する本市にとって、観光施策を継続的に実施することは重要である一方、観光施策ばかりを実行しようとすると他の行政サービスに必要な財源を圧迫してしまうことになります。

市の一般財政に大きな影響を与えることなく、今後観光施策を確実に実施するために有効な手段の一つが法定外税であり、特に、観光の活動量が増大していくれば収入額も増加していく性質を持つ宿泊税は、観光振興における自主財源を確保するための有効な手段のひとつです。

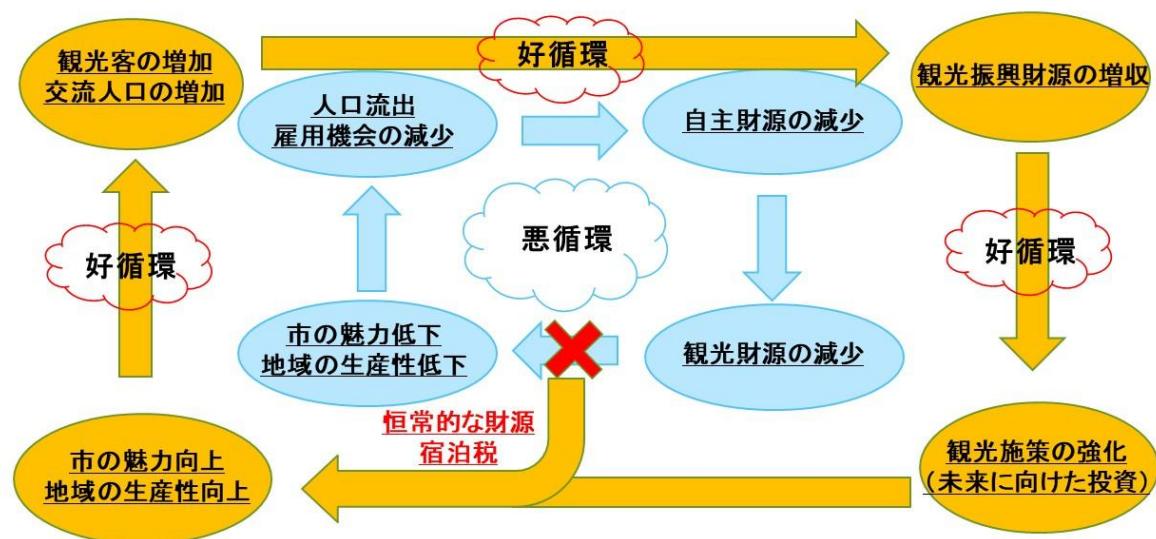
特にインバウンド需要は、地域経済活性化のけん引役として期待されており、これを観光施策等で取り込むことは、今後の市の観光発展において大変重要な要素です。交流人口を増加させることにより更なる観光需要・観光費増加を見込むことができます。

また、宿泊税で得られる財源を用いて観光施策の更なる充実を図ることで本市を訪れる観光客へのサービス向上につながり、その結果観光客の満足度が向上し、本市を訪れる観光客がさらに増え、それと共に宿泊税収が増加するという好循環が生み出されることも期待することができます。

以上のことから、本市では、宿泊税の導入を推進していきたいと考えています。



### 宿泊税と観光施策のイメージ

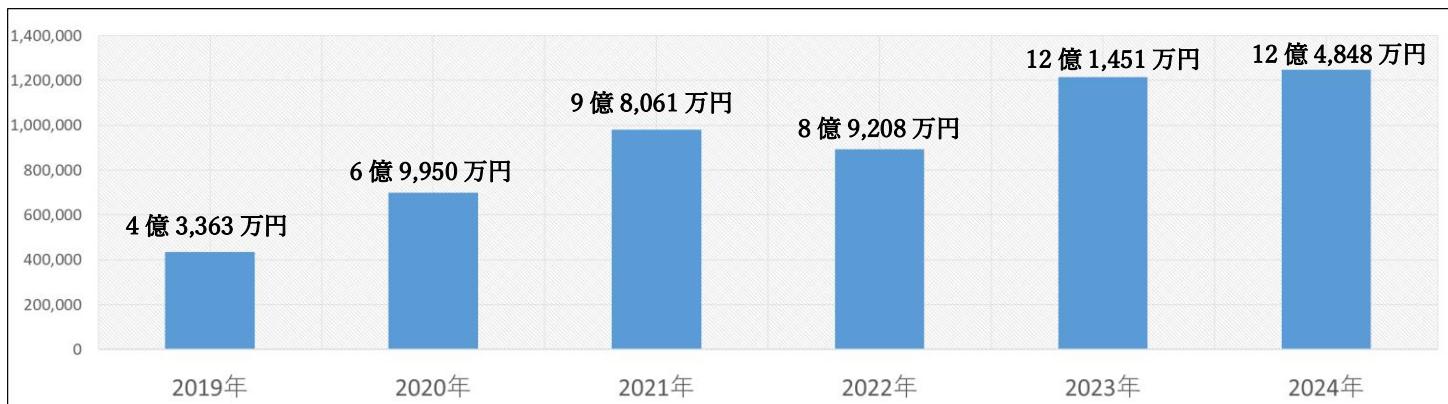


### 宿泊税の目的と使途

観光を取り巻く状況は絶えず変化していくことを想定し、本市観光における普遍的な価値・魅力を上げていくことを主たる目的としました。観光客のみならず、事業者、また市民生活を含めた、市の持続可能な未来に向けた施策への展開を見据え、宿泊税は、「富士山の歴史・文化や産業など、地域の魅力を活用した観光資源の魅力向上と情報発信、旅行者の受け入れ環境の充実、滞在時間の延長並びに観光消費額の増加を図り、もって地域社会の発展並びに市民生活との調和に寄与する持続可能な観光振興を推進する施策」に要する費用に充てることとします。具体的には、宿泊税の税収は、次の5つの分類に沿った事業に活用されます。

施策項目	施策内容
観光資源の魅力向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特色を活かした体験プログラムの開発</li> <li>・産業や文化、自然や食、まちなみを活かしたイベント開催(中心市街地活性化事業)</li> <li>・まちの景観向上および美観整備</li> </ul>
富士山の文化や歴史の磨き上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和版富士講の魅力と歴史を伝える専属ガイドの養成および個人旅行者向けツアーの開催</li> <li>・富士講や御師文化などを保存・発信し、学びと体験の場の整備</li> </ul>
旅行者の受入環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多言語対応や案内スタッフの育成支援、体制強化</li> <li>・観光案内所や観光関連施設の維持・整備</li> </ul>
滞在時間を延ばす施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナイトタイムエコノミーの強化</li> <li>・魅力的なアクティビティの提供</li> <li>・周辺エリアを繋ぐ観光ルートの造成</li> </ul>
国内外への情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロモーション強化(web、SNS、グーグル活用、インフルエンサー招聘など)</li> </ul>

## 観光関連経費決算額



## 2024年度の観光関連費の事業例

事業名	主な事業費（予算）及び内容
富士山安全対策・環境保全推進事業	<p>2,498万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光資源として富士山の価値を最大限に活用しつつ、持続可能な保全に配慮し、登山者の安全確保および安心して登山可能な環境整備を推進する事業</li> </ul>
観光宣伝・観光客誘致推進事業	<p>2億3,957万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宣伝誘致事業 例：観光パンフレット等制作、広告掲載、SNS・メディアPRによる情報発信など</li> <li>・観光イベント開催事業 例：新倉浅間公園桜まつり、火祭り/すすき祭りなど</li> <li>・中心市街地活性化事業 例：ハタオリマチフェスティバル、FUJI TEXTILE WEEKなど</li> <li>・新たな観光資源の探求・発掘する観光事業 例：麓から登山の推進、SHIGOTABIなど</li> <li>・本町二丁目交差点外二地点の交通誘導等警備</li> </ul>
富士山・富士五湖地域等広域観光推進事業	<p>500万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内や富士山・富士五湖地域等の関係機関・団体が連携し、広域にまたがる観光誘客の促進を図る事業</li> </ul>
富士吉田市観光施設管理運営事業	<p>4,205万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光交流拠点である道の駅富士吉田エリアにおいて、各施設の適切な維持管理を行うとともに、各種誘客事業を実施し、地域の魅力向上と誘客促進に資するエリア形成を図る事業</li> </ul>

## 富士吉田市の宿泊税制度概要

項目	課税要件
納税義務者	市内宿泊施設（民泊含む）への宿泊者
課税客体	宿泊行為
課税標準	宿泊数
徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者	旅館業法、住宅宿泊事業法に規定する事業者及び宿泊税の徴収について、便宜を有するもの
申告期限	毎月末日までに前月分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、特例措置も検討
税額（税率）	宿泊者1人1泊について、一律200円 ※（年間税収見込約1億3,600万円）
免税点	設けない
課税免除	修学旅行その他学校行事
罰則規定	特別徴収義務者が帳簿等の隠蔽、保存義務を怠った場合に1年以下の懲役または50万円以下の罰金
見直し期間	原則5年ごとに見直し（施行後問題が生じた場合は見直しを検討）
特別徴収交付金	宿泊税の2.5%～3.0%（導入後5年間は特例措置+0.5%） 上限100万円

### 【宿泊税取り扱いの流れ】



#### ●納税義務者及び税率（税額）

宿泊税は富士吉田市内のホテルや旅館、民泊などに宿泊する「宿泊者」に対して課税します。税額（税率）は、納税者が享受する公共サービス及び観光資源が、宿泊料金にかかわらず一定であること、公平性の観点から市内に宿泊するすべての「宿泊者」を対象として広く負担を求めることが望ましいことから、1人1泊あたり一律で200円としました。

また、税収見込に関しては、市内すべての宿泊客数を把握することが困難なため、入湯税の申告に基づく実宿泊者数をもとに市内宿泊客数の見込みを算出しました。

## ●徵収方法

宿泊事業者が宿泊者から宿泊税を徵収し、富士吉田市へ納入していただきます。これを「特別徵収」といいます。宿泊事業者は「特別徵収義務者」となります。

## ●免税点

宿泊料金が一定の金額以下のときには課税しないこととする場合の、その金額のことを「免税点」といいます。公平性の観点から、市内に宿泊するすべての方にご負担いただくことが望ましいことから、本市において免税点は設けないこととします。

## ●課税免除

一定の要件を満たす場合に非課税とすることを「課税免除」といいます。教育課程の一環として実施される修学旅行やその他の学校行事は、公益性が高いと認められることから、課税を免除することとします。

## ●罰則規定

宿泊税の適正公平な課税の実効性を高めるため、特別徵収義務者に対して罰則規定を設けます。特に、帳簿等の隠蔽、保存義務を怠った場合には1年以下の懲役または50万円以下の罰金となる規定を想定しています。

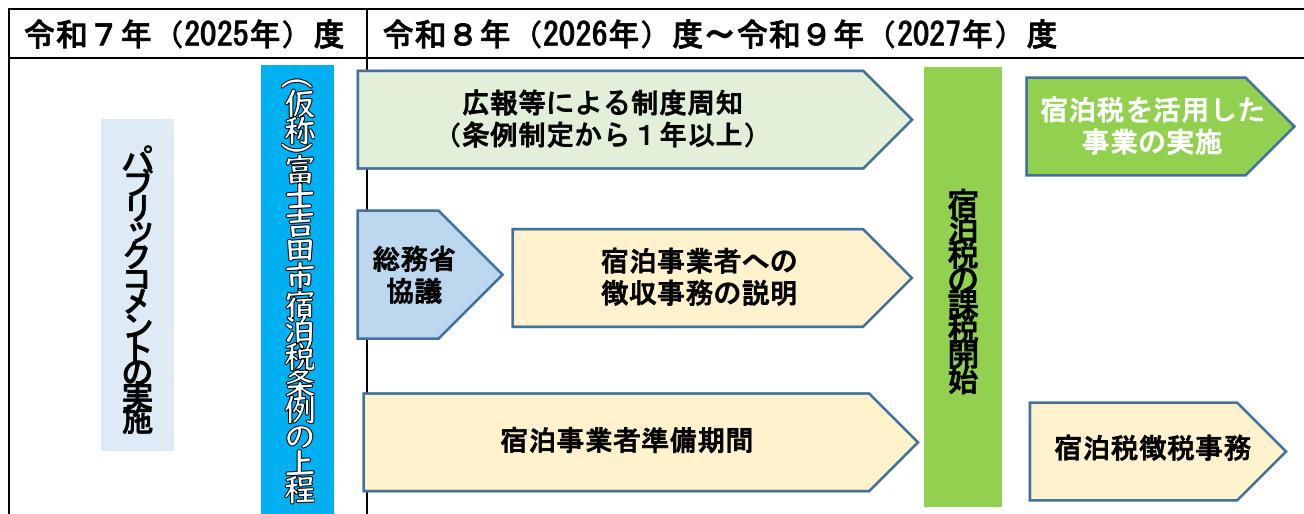
## ●見直し期間

宿泊税条例が施行された場合、原則5年ごとに見直しを行います。（ただし、施行後問題が生じた場合は即座に見直しを検討します。）

## ●特別徵収交付金

宿泊税の特別徵収義務に対する経費を支援するため、市に納付いただいた宿泊税額に一定の割合を乗じた金額を特別徵収義務者に交付する、交付金の制度を設ける予定です。

### 今後のスケジュール（予定）



富士吉田市の「宿泊税に関する骨子」について

氏名		年齢	歳
住所			
意見			

※用紙が足りない場合には、別紙に記入し、ご提出ください。（氏名・住所は必ず明記してください。）